

X. 会務【法人】

(1) 会員総会

本年度通常総会を4月26日に帝国ホテルで開催した。総会議長には定款に基づき、新浪剛史 代表幹事が選任された。当日は、出席数139名、議決権行使者76名、委任状による議決権行使者1,030名の合計1,245名となり、会員総数1,642名の過半数(822名)を得たことを事務局が報告し、通常総会が適法に成立した旨を確認した後、第3号議案及び第4号議案の決議に必要な会員総数1,642名の3分の2(1,095名)以上の出席も得たことを確認した。議案は全て原案通り承認され、可決した。議事録署名人は定款に基づき、議長および当該通常総会の出席理事が行った。

第1号議案「2023年度 事業報告・理事の業務監査報告」

第2号議案「2023年度 決算・決算監査報告」

第3号議案「基本財産の一部処分」

第4号議案「定款の一部変更」

第5号議案「役員等選任規程の一部変更」

第6号議案「役員報酬及び費用に関する規程の一部変更」

第7号議案「2024年度 役員等選任」

(1) 理事の選任

(2) 代表理事・業務執行理事候補者の選任

(3) 監査役の選任

(4) 幹事の選任

(5) 会計監査人の選任

報告事項(1)「2024年度 事業計画」

報告事項(2)「2024年度 予算」

各議案・報告要旨は以下の通り。

第1号議案は、岡野貞彦 事務局長が「2023年度事業報告」を提案した。新浪代表幹事の就任初年度となる2023年度は、「共助資本主義」の実現を掲げるとともに、「つながる Connect」「開く Open」「動く Act」の三つの行動指針を示し、様々な改革に取り組んだことを説明した。その結果、会合開催総数は789回、延べ参加者数は27,342名となり、いずれも2023年度に比べて増加したと報告した。加えて、2023年度末の会員総数は1,642名となり、これまでの最高人数であった、1996年の年度末1,625名を超えて、過去最高の会員数を達成したことを報告した。対外発信については、29本の提言・意見・報告書を公表したほか、主要閣僚との意見交換や政府会議体への参加などを実施した旨

を報告した。

続いて、木川眞 監査役より、理事の業務執行状況の監査結果について、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な過失はないことを認める旨の監査報告があった。本提案は、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の過半数を得て原案どおり承認された。

第2号議案は、大島眞彦 財務委員会副委員長が「2023年度決算」を提案した。独立監査人の監査報告書には、財務諸表の全ての重要な点において適正に表示している旨が記載されており、本会監査役による会計監査においても承認された。「公益認定基準」における公益目的事業比率、遊休財産の保有制限額については認定基準を満たしている。収支相償については会費等の値上げによる収入の増加により一時的に基準を満たしていないものの、本年度以降において計画的に解消される見込みのため問題はないことが確認された。

続いて、松尾憲治 監査役より、決算及び期末の財産状態が正確に表示されていることを確認した旨の監査報告があった。本提案は、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の過半数を得て原案どおり承認された。

第3号議案は、大島副委員長が「基本財産の一部処分」を提案した。一部処分金額は1億5千470万円とする旨を説明した。本提案は、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の3分の2以上を得て原案どおり承認された。

第4号議案は、玉塚元一 構造改革委員会委員長が「定款の一部変更」を提案した。変更点として、副代表幹事の定数について、12名以上16名以内から、12名以上17名以内に引き上げること、副代表幹事のうちから筆頭副代表幹事を置くことができる旨の規定を置くこと、事務局長の設置要件を緩和すること、及び筆頭副代表幹事を代表理事とする旨の規定をおくことを説明した。さらに、筆頭副代表幹事の職務権限や、筆頭副代表幹事が構成員となる会議体などについても定める旨、説明した。本提案は、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の3分の2以上を得て原案どおり承認された。

第5号議案は、玉塚委員長が「役員等選任規程の一部変更」を提案した。変更点として、役員等選考委員会の構成員から、「前代表幹事」を削り、「筆頭副代表幹事」を加えること、及び副代表幹事の要件について、従前の「企業経営者」を単に「経営者」とするとともに、具体例として「公益セクターの代表者」を加えることを説明した。さらに、筆頭副代表幹事の選考基準を新設することについても説明した。本提案は、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の過半数を得て原案どおり承認された。

第6号議案は、玉塚委員長が「役員報酬及び費用に関する規程の一部変更」を提案した。変更点としては、常勤役員の定義を改め、「本会を主たる勤務場所とする役員」とすること、筆頭副代表幹事が常勤である場合の報酬の基準を定めることなどを説明した。本提案は、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の過半数を得て原案どおり承認された。

第7号議案は、松尾憲治 役員等候補選考委員会委員が「2024年度役員等選任」につい

て提案した。副代表幹事である秋池玲子、石村和彦、間下直晃、栗原美津枝 各業務執行理事は、任期満了によりそれぞれ退任となり、岩井睦雄 理事が再任され、理事会に推薦する新任の代表理事である筆頭副代表幹事候補者として選任された。次に、伊達美和子、玉塚元一、山口明夫 各理事を再任し、業務執行理事である副代表幹事候補者として理事会に推薦すること、井上ゆかり、大西健丞、辻庸介、菊地唯夫の 4 人を新任理事に選任し、業務執行理事である副代表幹事候補者として理事会に推薦することを提案した。次に、事務局長である岡野貞彦 代表理事は、任期満了により退任となり、齋藤弘憲 理事を再任し、代表理事である事務局長として理事会に推薦すること、篠塚肇 理事を再任し、業務執行理事である常務理事候補者として理事会に推薦すること、田端昌史を新任理事に選任し、業務執行理事である常務理事候補者として理事会に推薦することを提案した。理事の選任並びに理事会に推薦する代表理事及び業務執行理事候補者の選任決議にあたり、一括決議とすることを議長より提案、満場一致で承認を得た上で一括決議を行った。各候補者は、出席者、議決権行使書面並びに委任状により議決権の過半数を得て原案どおり承認され、被選任者は就任を承諾した。

法定上の監事である監査役については、松尾憲治が任期満了により退任、木川眞が辞任することから、新任として橋本孝之、志賀俊之、岩本敏男の 3 人の選任を提案した。幹事については、再任 121 人、新任 28 人を選任するとともに、期中辞任者の任期を引き継ぐ任期 1 年の新任幹事 11 人を指名した。会計監査人については、任期満了となる東陽監査法人を再任することとした。以上の提案は、いずれも、出席者、議決権行使書面及び委任状により議決権の過半数を得て原案どおり承認され、被選任者は就任を承諾した。

続いて、「2024 年度事業計画」および「2024 年度予算」を報告、新浪代表幹事が『新たな経済社会創造に向けて ―令和モデル「共助資本主義」の実現―』と題した所見の公表を行った。以上をもって通常総会を閉会した。

(2) 理事会

理事会は、本会の決議機関として、理事である代表幹事、副代表幹事、事務局長、常務理事により構成し、本年度は 4 月に 2 回、10 月に 1 回、3 月に 1 回の合計 4 回開催した。なお、理事会には、本会の業務および財産状況などを調査、監査する役割を担う法定上の監事である監査役も出席している。

本年度は、役員等選任、通常総会で決議する事業報告書および計算書類などの事前承認、事業計画、予算書等の承認に加え、新入会員への会員エンゲージメント施策、会員倫理審査会の設置および通常総会の 2 回開催に関する定款・規程変更の審議を行った。また、ガバナンス強化の観点から、理事の業務執行状況について 4 カ月を超える間隔で 2 回以上理事会に報告することが法定上求められており、4 月と 10 月に実施した。

なお、各回の議案および報告事項は下記の通りである。

■第 58 回理事会 2024. 4. 10

- 第 1 号議案：2023 年度事業報告
- 第 2 号議案：2023 年度決算
- 第 3 号議案：2024 年度役員等選任
- 第 4 号議案：理事が自己または第三者のためにする本会との取引等
- 報告事項 1「2023 年度下期 理事の業務執行状況報告について」

■第 59 回理事会 2024. 4. 26

- 第 1 号議案：代表理事（筆頭副代表幹事・事務局長）の選任
業務執行理事（副代表幹事・常務理事）の選任
- 第 2 号議案：2024 年度代表幹事の代行順序
- 第 3 号議案：常勤理事の役員報酬
- 第 4 号議案：事務局長退任に伴う役員退職金
- 第 5 号議案：会計監査人の報酬
- 第 6 号議案：2024 年度委員長等
- 第 7 号議案：公益目的事業の変更申請
- 第 8 号議案：入会及び退会に関する規程の一部変更
- 第 9 号議案：入会審査手続き等に関する運用細則の一部変更

■第 60 回理事会 2024. 10. 29

- 第 1 号議案：2024 年度中間決算
- 第 2 号議案：2025 年度通常総会並びに臨時総会の日時及び場所
- 第 3 号議案：2024 年度上期 理事の自己又は第三者のためにする本会との取引等
- 第 4 号議案：2024 年度事業計画の一部修正
- 第 5 号議案：2024 年度委員長
- 報告事項「2024 年度上期 理事の業務執行状況報告」

■第 61 回理事会 2025. 3. 25

- 第 1 号議案：2025 年度事業計画
- 第 2 号議案：2025 年度予算（2024 年度決算見込みを含む）
- 第 3 号議案：2024 年度常勤役員退職金積立額
- 第 4 号議案：定款の一部変更
- 第 5 号議案：会員倫理審査規則の制定
- 第 6 号議案：会員倫理審査会運営規程の制定
- 第 7 号議案：会員総会運営規則の一部変更
- 第 8 号議案：役員等選任規程の一部変更
- 第 9 号議案：会費規程の一部変更
- 第 10 号議案：変更定款及び関連規程の施行に伴う関連規則の整備
役員等報酬委員会規程
入会及び退会に関する規程

入会審査手続等に関する運用細則
経理規程

第 11 号議案：2025 年度役員等選任

第 12 号議案：2025 年度通常総会の招集と手続き等

(3) 監査役会

監査役は、理事と相互信頼の下に公平不偏の立場で職務の執行を監査し、本会の健全な運営と社会的信頼の向上に努めることが規程上定められている。会計監査人と連携し、監査を行う場として年 2 回監査役の会合を開催、理事の業務監査および会計監査を行い、監査報告書を理事に提出している。

4 月は、2023 年度会計監査に基づく 2023 年度決算（案）ならびに理事会に提出する理事の業務監査である 2023 年度下期の理事の業務執行状況について、監査を行った。また、会計監査人の選任（案）について、会員総会に東陽監査法人を再任候補として提案する旨の報告を受けた。10 月は、本年度中間期会計監査に基づく 本年度中間決算（案）ならびに理事会に提出する理事の業務監査である本年度上期の理事の業務執行状況について監査を行った。

また、法人のガバナンスや財務等の面から今後の活動に寄与することを目的として、会計監査人から報告を受けるとともに本会の運営や会計監査の実施について意見交換を行っている。2023 年と同じく、4 月決算の会計監査中と 10 月中間期の会計監査中に対面で実施した。欠席の監査役には個別に報告を行った。

(4) 幹事会

代表幹事、筆頭副代表幹事、副代表幹事、幹事、事務局長および常務理事で構成される幹事会は、定款第 48 条に基づき、会員の入会および退会、委員会等が提案する提言・意見・報告、その他日常会務における活動および運営の審議・協議を行う。

幹事会運営規則に基づき、8 月を除き毎月開催した。各会合での提言・意見の審議は、以下の通りである。（入会者の選考・退会者の確認は共通のため記載省略）

■4 月幹事会 2024. 4. 23

- ・2023 年度 政治・行政改革委員会提言（案）
- ・2023 年度 規制改革委員会提言＜社会保障＞（案）

■5 月幹事会 2024. 5. 17

■6 月幹事会 2024. 6. 21

■7 月幹事会 2024. 7. 19

- ・エネルギー委員会 意見（案）

- ・スタートアップ推進総合委員会 意見（案）
- 9 月幹事会 2024. 9. 20
 - ・共助資本主義の実現委員会 提言（案）
- 10 月幹事会 2024. 10. 18
 - ・企業の DX 推進委員会 提言（案）
 - ・地域共創委員会 報告書（案）
- 11 月幹事会 2024. 11. 15
 - ・経済・財政・金融・社会保障委員会 年金制度改革検討チーム 提言（案）
- 12 月幹事会 2024. 12. 20
 - ・外国人材の活躍促進 PT 中間整理（案）
- 1 月幹事会 2025. 1. 17
- 2 月幹事会 2025. 2. 26
 - ・政治・行政改革委員会 提言（案）
 - ・企業の DX 推進委員会 提言（案）
 - ・中東・アフリカ委員会 提言（案）
- 3 月幹事会 2025. 3. 21
 - ・中堅・中小企業活性化委員会 提言（案）

(5) 正副代表幹事会

正副代表幹事会は、代表幹事、筆頭副代表幹事、副代表幹事、事務局長および常務理事によって構成され、月 2 回程度の頻度で本年度は 16 回の定例会合（うち、書面審議 1 回）と書面審議による臨時会合を 1 回開催した。

各会合では、定款第 50 条および正副代表幹事会運営規則第 1 条に基づき、幹事会審議事項の事前審議ならびに会務運営に関する事項について協議を行った。

- 第 1 回正副代表幹事会 2024. 4. 16
- 第 2 回正副代表幹事会 2024. 5. 8（書面審議）
- 第 3 回正副代表幹事会 2024. 6. 18
- 第 4 回正副代表幹事会 2024. 7. 16
- 第 5 回正副代表幹事会 2024. 9. 3
- 第 6 回正副代表幹事会 2024. 9. 17
- 第 7 回正副代表幹事会 2024. 10. 1
- 第 8 回正副代表幹事会 2024. 10. 9
- 第 9 回正副代表幹事会 2024. 10. 29
- 第 10 回正副代表幹事会 2024. 11. 12
- 第 11 回正副代表幹事会 2024. 12. 3

- 第 12 回正副代表幹事会 2024. 12. 17
- 第 13 回正副代表幹事会 2025. 1. 14
- 第 14 回正副代表幹事会 2025. 2. 4
- 第 15 回正副代表幹事会 2025. 2. 13
- 第 16 回正副代表幹事会 2025. 3. 12
- 臨時正副代表幹事会 2025. 3. 18（書面審議）

(6) 会員審査委員会

会員審査委員会（林信秀委員長、橘正喜委員長、安田結子委員長）は、昨年度までの会員委員会から改称され、入会者の選考、退会者の確認等の審議を主な目的とし、年間を通じての活動を行ってきた。

毎月の委員会においては、スタートアップ企業や NPO 等の経営者の入会を促進すべく、2023 年 10 月末の理事会で改訂された入会審査基準に則り、入退会の審議を進めてきた。2023 年 4 月の新浪代表幹事体制の発足以降、入会者数の顕著な増加が継続していることから、本委員会における審査件数も増大している。そのような状況下においても、特に審議を要する事前審査対象の案件については、入会審査基準を前提としつつ、委員各位の経営者視点での知見や見識を活かし、一件ずつ慎重な議論を重ねてきた。

なお、本年度は、入会者 253 名、退会者 132 名となり、年度末の会員総数は、2023 年度に続き本会設立以降、最多となる 1,763 名となった。

(7) 会員エンゲージメント委員会

会員エンゲージメント委員会（玉塚元一委員長、湯川智子委員長、吉松徹郎委員長）では、会員の入会促進から本会活動への定着支援、継続への働きかけまでを一気通貫で行うとともに、会員エンゲージメントの計測を実施した。

会員拡充については、本会が創立 80 周年を迎える 2026 年度までに会員数 2,000 名到達を目指す「Project2000」を掲げ、幹事一人一名紹介キャンペーン、正副代表幹事や会員エンゲージメント委員会委員より紹介を受けての上場市場別の非会員企業経営者の勧誘、オープンイノベーション委員会主催の会合への参加者の勧誘等を実践し、本年度末の会員数は 2023 年度末比 121 名増の 1,763 名となった。

会員エンゲージメント向上については、会員向けアンケート実施(回答率 25.8%)、分科会を設置しての既存プログラムの内容、位置づけの整理、新規プログラムの検討を実施し、委員会での議論を踏まえ、参加意欲高く入会した会員を非アクティブ層にしないことと会員数 2,000 名に向けた基盤作りを優先課題とし、2025 年 2 月 8 日実施の次年度事業計画策定に係る 1Day ミーティングにおいて、①各種セミナー/講演情報の事前告知強化とオンライン化、②委員会における講演/勉強会のオープン化、③新しい勉強会の場

として「経営寺子屋」の創設、④産業調査研究会のアップデート検討、⑤非会員を「将来の会員層」として組織化・有料サービス提供を提言した。

また、新入会員の本会への理解を促進し、積極的な活動参画に繋げることを目的とする「新入会員オリエンテーション」については、会合を10回開催し、255名が参加した。

会合では、本会の組織概要ならびに直近の活動状況の説明を行うとともに、7月会合より、創発の会の紹介、入会奨励を正副座長より実施、また会合終了後に懇談の時間を設け、新入会員の積極的な活動への参画およびネットワーク作りを推進した。その結果、委員会・懇談会への早期登録・参加が促進され、本会活動の活性化に寄与した。

(8) 財務委員会

財務委員会（梶川融（2023年度）委員長、林信秀（2024年度）委員長）は、代表幹事からの諮問に応じ、予算・決算の審議、財政基盤の維持、財務に関する課題の審議など健全な財務運営に向けた検討を行っている。

4月9日に開催の2023年度第4回委員会では、外部監査法人審査会で承認された2023年度決算（案）を審議した。公益法人の財務基準である公益目的事業比率は64.42%、収支相償は会費値上げによる収入増により一時的に基準を超えたが、遊休財産の保有限度額の基準は満たしており、これを了承した。

10月2日に開催の第1回委員会では、政策等委員会の年間計画からの予算を調査し、実態に沿った予算を審議した。収支とも増加であり差額が予備費内である見通しから補正予算は行わない事とした。

10月21日に開催の第2回委員会では、外部監査法人審査会で承認された本年度中間決算（案）を審議した。本会の事業規模では中間決算は必須ではないが、透明性を高めるため任意で行っている。

3月17日に開催の第3回委員会では、本年度決算見込みと2025年度予算（案）を審議した。本年度決算見込みでは、収支相償の基準を一時に満たせない事とその対応を確認した。2025年度予算（案）は、役員等の定数増（2025年度通常総会決議予定）・経営人材育成アカデミーの受益者負担見直し、更なる会員増を見込んだ収入と、業務効率改善・生産性向上・事務局人材の質的向上・事務局要員体制強化の各種費用の増加（事務局オフィスリニューアル・会議室のWeb対応・執務スペース新規借室・基幹システム入替・経理システム刷新・AI利用促進プロジェクト・政策顧問・広報強化・ミッション視察費用）を見込んだ支出を盛り込み、公益目的事業比率は63.84%を見込み、収支相償および遊休財産の保有限度額の基準も満たす予定である。

(9) 役員等候補選考委員会

役員等候補選考委員会（岩井睦雄委員長）は、2025年度に改選される役員の候補者を

選考するため、11 月幹事会の承認をもって設置された。

役員等候補選考委員会の委員は、代表幹事、筆頭副代表幹事、副代表幹事から選任する委員 2 名、監査役から選任する委員 1 名、幹事から選任する委員 8 名（以下、幹事委員という）の合計 13 名で構成される。

幹事委員 8 名については、8 月から 9 月にかけて立候補および推薦による公募を行った。その結果、推薦を受けた者が 2 名であり、定数の 8 名に満たなかったことから、選挙は実施しなかった。不足の 6 名については、役員等選任規程第 13 条に基づき、代表幹事が指名した。最終的に 8 名が幹事委員就任を受諾し、幹事会の承認をもって決定した。

2025 年 4 月 28 日の会員総会において定款と規程が変更される予定であることを踏まえ、法定上の理事のうち、代表理事である代表幹事、業務執行理事である副代表幹事ならびに常務理事、幹事、会計監査人の各候補者を選考した。

なお、法定上の監事である監査役は、期中辞任が発生したものの、定数内であることから、新任候補者は推薦しないこととした。

また、第 1 回の役員等候補選考委員会では、委員の互選により、岩井睦雄 筆頭副代表幹事が委員長に選任され、その後、以下の日程により改選役員等の候補者選考を行った。

<2024 年>

- | | | |
|--------|-----------|--|
| ■第 1 回 | 11 月 11 日 | 委員長互選、代表幹事候補者の再任選考
副代表幹事候補者の選考、新任幹事候補者の公募確認 |
| ■第 2 回 | 12 月 20 日 | 副代表幹事候補者の選考、監査役候補者の選考
任期満了幹事の再任選考 |

<2025 年>

- | | | |
|--------|----------|---|
| ■第 3 回 | 1 月 15 日 | 副代表幹事候補者の選考 |
| ■第 4 回 | 2 月 7 日 | 副代表幹事候補者の選考、常務理事推薦候補者の選考
会計監査人推薦候補者の選考、任期満了幹事の再任選考
新任幹事候補者の選考 |

以上の選考結果について、代表理事である代表幹事、業務執行理事である副代表幹事ならびに常務理事、幹事、会計監査人の各候補者を、役員等選任規程第 18 条に基づき、正副代表幹事会ならびに幹事会に推薦した。幹事の候補者については、役員等選任規程第 24 条に基づき、2025 年 4 月開催予定の正副代表幹事会に推薦する予定である。最終的には、4 月 28 日に開催予定の 2025 年度通常総会ならびに理事会において、役員等選任議案として諮る予定である。

(10) 役員報酬等委員会

役員報酬等委員会は、役員報酬等の決定プロセスに関する客観性と説明責任を強化す

るために 2018 年度に設置された。本年度の委員は代表幹事、筆頭副代表幹事、副代表幹事から選任する 2 名、財務委員会委員長、幹事から選任する 1 名、オブザーバーとして監査役から選任する 1 名、計 7 名で構成し、12 月の幹事会で委員の任命について報告を行った。

委員会では、2025 年度の常勤理事の報酬（月俸）について 2025 年 3 月に開催した委員会にて審議を行い、4 月 28 日の通常総会後の理事会に諮る予定である。

(11) DST 支援プロジェクト——(一社)Data for Social Transformation の周知などを実施

DST 支援プロジェクト（多田荘一郎委員長）では、2019～2022 年度における本会での議論・検討に基づき 2022 年度に設立された(一社)Data for Social Transformation (DST) を支援することを目的として活動した。6 月に多田委員長と昨年度 DST 支援プロジェクトの中心メンバーとで活動方針を議論した際に、本プロジェクトの在り方や活動方針について問題提起があった。12 月と 1 月に多田委員長らと今後のプロジェクトの在り方について再度議論を行い、DST との連携や支援の在り方について方針を確認した。

プロジェクトでは昨年度に引き続き、本会会員に対して DST 主催イベントや実証研究への参画募集などの周知を行った。また、3 月には経済・財政・金融・社会保障委員会の予防・健康づくり検討チームの提言作成にあたって、DST 事務局との意見交換を実施した。

DST の研究結果は 2025 年度から本格的に公表される見込みである。特に社会保障領域の研究については経済・財政・金融・社会保障委員会と関連性が高く、両者の連携によって本会提言や委員会活動での活用が期待される。

(12) 全国経済同友会代表幹事円卓会議

【公 2：国内外での交流事業】

全国各地に所在する経済同友会は、それぞれが独立した団体として地域社会の発展のために諸活動を展開している。7 月現在、全国 44 経済同友会の総会員数は 16,269 名にのぼる。これら各地の経済同友会は、連携してさまざまな共同事業を実施している。また、本会の正副代表幹事をはじめとする幹部会員が、各地経済同友会の総会や周年事業などに出席し講演や懇談を行い、本会の諸提言の周知・広報に努めており、本年度は 18 件の講演等を実施した。

共同事業の一つとして実施している全国経済同友会代表幹事円卓会議では、年に一度、全国 44 経済同友会の代表幹事が一堂に会し、全国経済同友会セミナー等の開催、運営に関する重要事項を討議・決定するとともに、わが国の経済社会が直面するさまざまな課題や時宜に応じた共通テーマに関して討議・意見交換を行い、相互の意思疎通や課題共有を図ることで、全国組織としての連携・交流を深めている。

本年度は、兵庫県神戸市にて開催し、全国 39 の経済同友会から、代表幹事 69 名（代理出席および東京・開催地の副代表幹事を含む）、事務局長ほか 65 名の計 134 名が出席

した。会議では、第36回（2024年）全国経済同友会セミナー（福井大会）の決算案、第37回（2025年）全国経済同友会セミナー（広島大会）の企画案・予算案を審議し、全て承認された。合わせて、第38回（2025年）全国経済同友会セミナー（土佐大会）の日程、次回（2025年）の代表幹事円卓会議（愛媛）の開催、IPPO IPPONIPPONプロジェクト 能登半島支援活動、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、についてそれぞれ報告があった。続いて「人口減少・人手不足下での多様な人材の活躍に向けて」をテーマにパネルディスカッションを行った。

来賓には、劇作家・演出家の平田オリザ 兵庫県立芸術文化観光専門職大学学長を迎え、「演劇で人づくりまちづくり」と題した講演が行われた。会議終了後は、服部洋平 兵庫県副知事、久元喜造 神戸市長を来賓に迎えた懇親パーティーを実施し、出席者および来賓との交流を深めた。

なお、会議に先立ち、開催日の午前中には、TOA(株)ナレッジスクエアおよび新明和工業(株)甲南工場の視察を実施した。

(13) 全国経済同友会事務局長会議

【公2：国内外での交流事業】

全国経済同友会代表幹事円卓会議で審議する事案の事前討議や、各地経済同友会の運営課題の共有・意見交換等を行うため、年に一度、全国経済同友会事務局長会議を開催している。

本年度は、9月5日に宮城県仙台市にて開催した。会議では、第36回（2024年）全国経済同友会セミナー（福井大会）の決算案、第37回（2025年）全国経済同友会セミナー（広島大会）の企画案・予算案の審議を行い、全て承認された。さらに、11月25日に開催する全国経済同友会代表幹事円卓会議のプログラム案についても確認した。

議事終了後、本会より、今後の事務局長会議・代表幹事円卓会議の開催地について呼びかけを行った結果、2025年度の事務局長会議は金沢経済同友会の協力の下、石川県にて開催することとなった。続いて、2029年および2031年以降の全国経済同友会セミナーの開催地の呼びかけ、経済同友会「会員セミナー」オンライン配信開始のお知らせ、IPPO IPPONIPPONプロジェクト 能登半島支援寄附のお願い、経済同友会HP「全国の経済同友会」ページ掲載項目の変更について報告を行った。

その後、仙台経済同友会終身幹事の大山健太郎 アイリスオーヤマ代表取締役会長が「アイリスオーヤマの経営戦略～地方創生の視点も含めて～」と題した講演を行い、会議は終了した。終了後には夕食懇談会を開催した。

二日目は、宮城県女川町にて、東日本大震災からの復興の現状説明を受け、町内の視察を行った。